

保護者の皆様へ

教育委員会 児童保育課

## 7月からの保育所等の対応について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご協力をいただき、感謝いたします。国の緊急事態宣言が解除され、東京都からも休業要請が全面解除されました。このため、区内認可保育所等では、7月1日から登園自粛を解除し、通常どおり保育を提供いたします。

なお、7月以降、保育料等は、日割り計算による減額とはなりませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症対策として、「3つの密(密閉・密集・密接)を避ける」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など「新しい生活様式」が厚生労働省から示されており、今後の感染状況によっては保育の運営を見直していきます。

しかしながら、保育園はいわゆる「濃厚接触が回避できない場所」であり、乳幼児のマスクの着用の困難さ、複数の大人が出入りする場所であることから感染リスクは高くならざるを得ません。そのため、引き続き、以下のとおり対応を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 保護者の皆様へのお願い

1. 風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させてください。また、家庭内で発熱者や呼吸器症状のある方がいらっしゃる場合にはお知らせください。
2. 送迎時、石鹸での手洗い(またはアルコール消毒)を徹底していただき、また送迎時間は混雑するので、保護者や在園児との接触を短くするために支度をすみやかに済ませてください。
3. 登園後にお子様が風邪等の体調不良を訴えた場合は、園から連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。症状がなくなるまで、自宅で休養させてください。
4. 感染が判明した場合や濃厚接触者として特定された場合は、一定期間、登園停止となります。

### 保育園での対応について

1. 園で朝の視診および連絡帳、健康カードで体温の確認、健康状況の確認をします。  
(ご家庭で毎朝の検温、健康状況の確認をお願いします)
2. 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、石鹸での手洗い、うがいを随時します。
3. 保育園の行事については、大勢の人が集まる状態にならないような工夫や見直しを行います。
4. 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、園舎、玩具等の消毒をします。
5. 定期的に保育室の換気をします。
6. 職員は、毎朝検温するとともに、随時丁寧な手洗いをを行い、健康管理に努めます。
7. 職員は、園外での保育や活動的な保育をする場合、熱中症予防の観点からマスクを外して保育をすることもあります。

今後、新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談の上、臨時休園となることもありますので宜しくお願いします。